

応仁・文明の乱後の祇園社再建——祇園会の中絶と再興をめぐって——

倉 田 尚 明

一〇六

はじめに

本稿は、応仁・文明の乱を境に中絶し、その後には再興される祇園御霊会（以下、祇園会と表記する）に関して祇園社の動向を中心に考察することを目的にする。

中世京都で行われていた祇園会は、室町期に入ると、御霊信仰にもとづく祭礼としてのみではなく、山鉦巡行の充実化など、華麗な祭礼へと変化していく。また、将軍による見物が行われるなど、公権力による関与も多くみられるようになった。近年の研究でも、祇園会の政治的な役割に関して注目されることが多く、祇園会の再興に関する研究も増加している。また、早島大祐^②氏は、乱後の社会状況に注目し、京都における御霊信仰の高まりが、祇園会再興の背景にあったことを指摘した。加えて、室町幕府による関与の前提に、祇園社の意向が存在していたことが明らかにされている。早島氏の研究は、これまで政治的な政策としてのみ評価されていた祇園会の再興を、当時の社会状況から見直したものである。

早島氏の研究により、幕府による関与だけではなく、祇園社側からの検討が可能になった。

しかし、祇園社側の働きかけや具体的な動向については、未解明な点も多く残っている。祇園社の動向を明らかにして、初めて祇園社の祇園会再興における役割を見出せるのではないだろうか。そこで本稿では、祇園会再興に至るまでの祇園社の動向について検討し、双方の関連性について明らかにしていく。このことは、武家政権による政策としてのみの評価にとどまらず、寺社の動向としての評価につながるものと考えられる。

次に、本稿の視角となる祇園社の再建に関する研究を概観し、本稿で検討していく課題を示していく。

祇園社の再建に関しては、本願職について検討した加藤基樹氏^③による研究で触れられている。加藤氏は、祇園社の修造に関わる本願の成立について検討した。その結果、祇園社の再建を通じて創出された本願職が、祇園社内部の近世的な展開として評価された。しかし、加藤氏の研究は、本願の成立に主眼が置かれているため、文明

年間の祇園社の動向については詳らかではない。また、本稿で検討する祇園会との関係に関しても触れられていないため、戦国期の祇園社の状況を知るためには不十分であると思われる。祇園会の再興と祇園社の再建との関連については、小谷量子氏の研究が重要である。小谷氏は、幕府が祇園会再興を推し進めた背景に、祇園社の再建が関係していたことを指摘した。その理由として、明応元（一四九二）年の遷宮の際、幕府からの援助があったことを挙げている。すなわち、祇園社の再建と足並みをそろえた形で、幕府は祇園会を再興しようとしていたとする。現在の研究では、祇園会の再興を幕府による政策として評価されており、祇園社の存在に関しては検討されていないように思う。祇園社の再建との関連に注目した小谷氏も、結局は乱後の京都を復興しようとする幕府側の意図を強調している。

以上のように、祇園会の再興は、幕府や細川政元など、当該期の武家が主体となり、行われたとする見方が有力である。しかし、武家からの祇園会への具体的な援助を裏付ける史料はなく、実際に祇園会を主導していたのは祇園社であった。つまり、再興主体は武家であっても、祭礼を担っていたのは祇園社に属する人々であった。そのため本稿では、応仁・文明の乱前後の祇園社の動向について検討し、祇園会の再興と祇園社の関係について論じていきたい。これまでの武家側からの研究に対し、祇園社側からの視点で検討を加えることにより、祇園会再興の多角的な実態が明らかになると考える。

そこで次章では、応仁・文明の乱中の祇園社の動向について検討し、祇園会の中断と再興までの過程について論じていく。

第一章 応仁・文明の乱と祇園社

第一節 祇園会の中断

祇園会の中断に関しては、応仁元（一四六七）年六月七日から三十余年の中断に追い込まれるという点でのみ触れられている。また、その要因も応仁元年という時期から、戦乱による影響とされている。そのため、祇園会の中断に関する具体的な検討は行われておらず、不明瞭なままである。たしかに、応仁元年という時期での中断は戦乱による影響との関連性が推察されるが、乱勃発以前に目を向けてみると、祇園会の中断と祇園社の密接な関係がみられる。結論から言うと、祇園会が中断した要因は戦乱の影響ではなく、山門並びに祇園社内部の問題にあった。そのことを明らかにするために、まず応仁・文明の乱勃発直前の祇園社の状況について検討していく。^⑥中断前最後の祇園会は、文正元（一四六六）年六月七日に行われている。このことから、文正元年から応仁元年の間に祇園会中断の要因があったことが推察できる。その間で祇園会の中断に関係する事柄を見出すことができる。それは祇園社の社殿焼失である。次にあげる史料は、社殿焼失を示すものである。

【史料一】『親長卿記』文正元年十二月十三日条

綾小路前中納言来、祇園社炎上云々、若可有廢朝之儀、歟云々、不存知、依其所歟之由返答了、去夜祇園社炎上云々、山訴之時節、不思議也、就其仰奉行職事々々、就夜前祇園社炎上、若不可有殊儀候歟、内々可被尋申太閤候、謹言、

十二月十三日、親長、

右の史料から、祇園社の社殿が焼失していたことがわかる。また、『後法興院記』^⑦には、「三社神輿同焼失」という文言がみられるため、社殿焼失の際、神輿も同じく焼失していたことがわかる。この神輿は、神事に関わる神輿であると推察されるため、神輿の焼失が祇園会の中断につながったと考えられる。

そもそも、祇園社が焼失する要因とは何だったのか。それは、【史料一】の傍線部にみられる「山訴時節」が関係していると考えられる。次にあげる史料は、山訴の際の祇園社の状況について知ることができるものである。

【史料二】『大乘院寺社雑事記』文正元年十二月二十日条

一 山門与京極入道及合戦之由有其聞、京都之儀、大嘗会以後雖何辺可有_二大乱_一云々、去十二日夜祇園社悉以炎上、坂本馬借等閉籠処、如_レ此火事出来、不_レ知_二子細_一云々、所詮為_二天下_一不_レ可_レ然事哉、

この史料から、祇園社焼失の具体的な状況を知ることができる。

山門と京極持清との合戦の影響からであろうか、坂本の馬借が祇園社に閉籠していたのである。この閉籠は、中世を通じて行われていた山門衆徒による抗議行動の一環^⑧であると思われる。また、馬借だけではなく、祇園社の犬神人も参加していたことを合わせると、祇園社の焼失は、山訴の混乱による失火か、犬神人や馬借らの抗議としての放火と推察できる。いずれにせよ、社殿焼失の要因としては、山門と京極持清との合戦によるものであったことが明らかとなる。

よって、応仁・文明の乱勃発以前に祇園社は焼失しており、その要因もこの乱とは無関係であったことがわかる。その後、応仁元年には、応仁・文明の乱が始まったため、祇園社の再建及び祇園会の再興も見送られることになるのである。

それでは、応仁元年以降の祇園社はどのような状況だったのであろうか。これまでの研究では応仁・文明の乱中の祇園社に関して、祇園会中断期間として扱われるのみであって、具体的な検討がなされてこなかった。しかし、史料上からは祇園社や祇園会に關係する記事が散見される。次節では、祇園会の中断期間にあたる乱中を中心に検討していく。

第二節 乱中における祇園社の動向

本節では、応仁・文明の乱中における祇園社の動向について検討し、乱後の祇園社の再建や祇園会の再興につながる事象について取

り上げていく。乱中における祇園社と幕府との関係が乱後の祇園社の復興につながっていたことを指摘する。

前節でみてきたように祇園社は、文正元年には焼失していた。社殿の焼失後には、足利義政により願文が出されており、仮社が造られていたことがわかる。次にあげる史料が義政の願文である。

【史料三】「足利義政願文」^⑩ 文明二年三月九日

立申祇園三所天王所願事

一、造立遷宮嚴密可_レ致_二其沙汰_一事

一、可_レ遂_二參社_一事

右二ヶ所条立願之旨趣者、今年相_三当_三合之歲、加_レ之出_三現重變之怪_一、謹慎尤無_二双也_一、就_レ中兵乱及_二歷年_一、靜謐期_三何日_一、朝仰_二天道_一、夕祈_二聖運_一、唯願凶賊忽令_二頓滅_一、花洛速属_二平安_一、微臣保_二息災之運命_一、全_二如意之政務_一、愚息消災延命、而相_三叶聖理之善政_一、一天安全、四海平定、諸国豊穰、万民快樂者、偏是_二可_レ在_三三所天王冥助_一、仍啓白如_レ件、

文明二年三月九日

准_三后源朝臣義政

右の史料の傍線部にみえる「造立遷宮」とは、焼失後の仮社への遷宮であると考えられる。また、同年の六月十四日に仮社が放火されていることを踏まえると、義政の願文の後に仮社が造立されていることがわかる。仮社への放火を受け、祇園社側の動きがみられる。

応仁・文明の乱後の祇園社再建

同年八月四日に、祇園社から幕府に対し、仮社の勧請を申し出ているのである。そのことを示す史料が次にあげるものである。

【史料四】「飯尾肥前守方状案」^⑪ 文明二年八月四日

社頭仮殿事被_三尋下_一候、御陣中為_二御祈禱_一、勸_三請当社_一令_レ申候、仍御神事以下事者、就_二乱世_一社頭相違之間、如_レ形致_二其沙汰_一候、以_二此旨_一得_二御意_一、奉_レ願_二御披露_一候、恐々謹言、

八月四日

飯尾肥前守殿

右の史料の差出人は不明であるが、内容から推察するに祇園社側の人物から出された文書であると考えられる。内容からもわかるように、「御陣中」に祇園社の仮社を勧請しようとしていることがわかる。すなわち、祈禱を名目として東軍方へ接近しようとする祇園社側の姿勢をうかがうことができるのである。

しかし祇園社は、東軍方との関係を重視する一方で、西軍方との関係も維持していたようである。そのことを示す史料が次のものである。

【史料五】「畠山義就禁制」^⑫ 文明二年六月日

一、盜_二取彼金像_一打_二催之_一、令_二沽却_一云々、同買之輩事
一、就_二勸進聖身上_一、或号_二借物_一、或寄_二綺於左右_一、成_二其煩事

一〇九

一、軍勢以下足輕等濫妨狼籍事
 右条々堅令_二停止_一訖、若於_二違犯_一族者、可_レ処_二重科_一也、仍下
 知_レ如_レ件、

文明二年六月日

(畠山義就)
 右衛門佐判

右の禁制は、西軍方の大名であった畠山義就が、祇園社に対して出したものである。一カ条目には、この禁制が出される以前に、発生していた社人による金像売却事件を受け、出された項目がみられる。この事件からは、以下で述べるように、西軍方との関係がうかがえる。

【史料六】『大乘院寺社雑事記』文明二年六月二十六日条

一、随心院殿之若狭寺主相語、祇園炎上以來、神体五条辺_二奉_レ入_レ之、彼神体ハ以_二全体黄金_一奉_レ鑄_レ之、牛頭形体、希有本尊也、然而社人奉_レ碎_レ之売買了、此事無_二其隱_一之間、彼社人乍_レ生流_二淀河_一畢、西方沙汰也、神妙、(後略)

右の史料は、金像の売却に関わるものである。注目されるのは、史料中に見える「西方沙汰」という文言である。金像を碎いて売買した社人は、西軍方の指示により処罰されていたということがわかる。よって、義就の禁制は、この事件後に出されたものと推察できる。文明二(一四七〇)年には、大内政弘が西軍方として上洛して

おり、それ以降西軍方が優勢となっている。また東軍方は、御構内にとどまり、それ以外の地域は西軍方の支配が及んでいた。そのような戦況を合わせて考えるならば、金像売却事件も西軍方の支配地域で起こっており、禁制が西軍方から出されていたことも当然のことといえる。

武家と祇園社との関係をまとめると、次のようになるだろう。祇園社社殿に関わる事柄に関しては、東軍方との関係を重視し、社領に関わる問題は、西軍方に頼っていたと考えられる。また、同年十一月十九日には、西軍方から祇園会馬上役を賦課するよう祇園社側に命令が出されている。

【史料七】「室町幕府奉行人奉書案」文明二年十一月十九日

祇園社馬上銭之事、如_二先々_一相_二懸_一之、一衆中全_二領知_一、可_レ被_レ專_二神用_一由被_二仰出_一候也、仍執達如_レ件、

文明二

十一月十九日

当社執行御房

重連判

右のような祇園会費用の賦課を促す奉書が出された背景として、これまでみてきた祇園社の仮社造営が関係していると思われる。祇園社にかかわる社殿の問題や社人の問題などへの対応に目処が付いたことを受けて、西軍方が馬上銭の徴収を命じたのであろう。この

指示が西軍方から出されている理由は、馬上銭の賦課地域が西軍方により支配されていたことが影響していると推察される。

このことから、祇園社の勧請を契機として、祇園会再興への機運が高まっていた様子がうかがえる。続く文明三(一四七二)年には、下坂守氏^⑩の研究の中で御構内での風流興行が指摘されており、御構内において御霊会への関心が高まっていたと推察できる。

第一章では、祇園会の中断と乱中の祇園社の動向について検討してきた。先述したように、祇園会が中断した要因は戦乱によるものとして評価されてきた。しかし、今回の検討により、乱前に社殿並びに神輿が焼失しており、しかも原因は馬借の閉籠による火事であったことが明らかになった。つまり、戦乱による影響ではなく、祇園社そのものの被害が祇園会の中断につながったのである。そのことを示すかのように、戦乱が始まった中で、仮社の造営や御構内への勧請など、祇園社の動きが活発であった。また、祇園会に関して言えば、御構への勧請の要請の後、西軍方の指示により祇園会馬上銭を賦課する動きがみられた。このことは、祇園社社殿の存在と祇園会の催行が不可分な関係であったことを示している。ここでは、乱中の祇園社の動向と祇園会の再興が連動していた可能性を指摘しておきたい。それでは、このような連動性は乱後どのように現れるのか。次章で詳しく検討する。

第二章 乱後の祇園社再建とその周辺

第一節 乱後の祇園社の動向

本節では、文明九(一四七七)年以降の祇園社の動向について検討する。祇園社の再建とそれに関わる祇園社の動向から祇園会再興に関する初見史料である明応三(二四九四)年の託宣^⑰との連続性について明らかにしていきたい。

この年に応仁・文明の乱は、西軍の諸将が下国していくことで一応の終息をみる。それを契機に、馬上方一衆が再興^⑱され、祭礼費用の調達が進められた。しかし、この段階での費用賦課はうまくいかなかったようで、祇園会は行われていない。その要因は、乱中の京都に創出された御構によって酒屋・土倉や住人なども分断されていたことにある。日吉小五月会馬上役の一部が祇園会馬上銭として使用されていたことを踏まえると、祇園会再興には、日吉小五月会の再興が必要不可欠であったと言える。しかし、前述したように、日吉小五月会も中断しており、祇園会の再興も進められていない。

その一方で、祇園社の再建は、着実に進められていた。次にその状況についてみていく。

祇園社の再建がみえるのは、文明十一(二四七九)年のことである。次にあげる史料が、祇園社再建の初見史料である。

【史料八】『晴富宿禰記』文明十一年二月二十日条

祇園宮仕一臆教円来談云々、社頭可_レ有_二造営、誓願寺建立之勸進聖坊主_一、經武間_三企之_一、明日先可_レ立木屋_{西大門}前南類_一之由語_レ之、見_レ記之処、徳治三年八月廿八日嵯峨釈迦堂眉間放_三光明_一給、及_三数日_一、以前兩度有_二此事_一、皆乱先兆云々、頗不審、奇特之端_一、何及_三乱世_一哉、

右の史料から、文明十一年から社頭の造営が始まっていることがわかる。また、加藤氏^②により、十穀聖による祇園社造営の初見として指摘されている。この社頭造営を契機に、祇園社の再建が活発化していく。文明十三（一四八二）年には、祇園社の立柱が行われている。そのことを示す史料が次にあげるものである。

【史料九】『長興宿禰記』文明十三年六月五日条

五日、_{戊晴}、今日祇園立柱云々、兵乱焼失之後、貴賤勸進有_二造立沙汰_一云々、不_レ及_二日時定_一之儀非_三公儀_一故哉、（後略）

右の史料から、祇園社の立柱が行われること、貴賤勸進による造営であったことなどが確認できる。立柱は、柱立てに伴う儀式であったと推察されるため、この日に立柱されたわけではないと思われる。

しかし、着実に祇園社の再建は進んでいた。また、注目される点として傍線の部分^①があげられる。「日時定之儀」が行われなかった

のは「公儀」つまり公の事柄ではなかったからであると、記されているのである。この部分から、祇園社の立柱に幕府などの権力が関与していなかったことがわかる。すなわち、祇園社の立柱は、勸進聖の活動によって祇園社が単独で行っていたと考えられる。また勸進聖の活動については、太田直之氏による中世後期の十穀聖の活動に関する研究^②がある。それによると、勸進聖の活動には、公権力による保護が加えられており、公権力の保障によって勸進が円滑に行われていたとする。このような見解にもとづけば、勸進による祇園社再建にも幕府の後援があつた可能性が考えられようが、乱後の幕府は求心力が低下しており、それほどの後押しにならなかったと考えられる。また、祇園社の再建が明応年間まで長期化していることもその証左となるであろう。幕府からの具体的な援助がなかったことは、祇園会の再興にも共通する点として重要である。

次に祇園社領の状況についてみていく。祇園社の再建へ向けた動きは、社殿の再建にとどまらず、莊園の再編に関しても動きがみられるのである。具体的には、莊園の直務化や年貢の催促である。文明十（一四七八）年以降の祇園社領に係する文書をまとめた表が次にあげるものである。

【表一】をみると、文明十年以降に祇園社の再建と社領の再編が並行する形で進められていたことが明らかとなる。例えば、表中のNo.2～5にみえるように執行代が直接社領の管理を行おうとしていたことなどが挙げられる。また、この時期に社領の再編が進められ

【表1 祇園社領関係文書一覧】

No.	西暦	年号	月日	内容	差出	宛所	所在	荘園名	史料番号
1	1478	文明10	9・19	年貢・諸公事、厳密沙汰	英基・元連	名主沙汰人中	近江国	山上保	1543
2				神供米退転、柿木坊代に渡す	英基・元連	名主沙汰人中	近江国	宮河保	1555
3			9・21	押坊の族を退け執行代の所務を全うさせる	英基・元連	名主沙汰人中	播州	廣峯社	1836
4				赤松有田をして執行代に渡す	英基・元連	赤松有田	播州	廣峯社	1837
5				執行代をして所務を全うさせる	英基・元連	名主沙汰人中	播州	土山庄	1838
6	1479	文明11	12・27	公用京進せず、催促	堀江秀清・太田祐正	祇園執行御房	摂津	金心寺	1525
7	1481	文明13	11・9	本役分年貢、百姓の難渋	元連・貞康	大坊主中	加州	荊野村	1630
8	1482	文明14	9・24	押妨人への成敗行われず	基弘・元連	槻橋近江守	加賀国	軽賀野保	1621
9	1484	文明16	1・16	廣峯代官職、直務に		廣峯	播州	廣峯	1839
10			3・9	土山庄代官職を預かる	吉次	宝寿院御房	播磨	土山庄	1879
11	1490	延徳2	8・17	光徳寺の押妨、厳密沙汰		荊野百姓中	加州		1631
12	1491	延徳3	12・23	奉行職を成就坊に知行させる	貞数・貞通	成就坊	近江国	山上保	1544

〔出典〕『増補 八坂神社文書』

た背景には、当該期の政治状況が関係していると思われる。それは、応仁・文明の乱による影響である。戦乱による寺社領などへの押領の頻発により、地域ごとの荘園への支配力が低下していたと考えられる。さらに、No.6～8は、祇園社への年貢が正しく納められていなかったことによる幕府の沙汰と見られる。このように年貢の催促や押領に対する対処が頻繁に行われていたことが明らかとなる。

【史料十】「室町幕府奉行人連署奉書案」長享元年八月二十一日

祇園社領近江国所々事、当知行之處、守護押領云々、既被加

退治之上者、早如元可被全領知之由、所被仰下也、

仍執達如件、

長享元年八月廿一日

前加賀守判

(飯尾清房)
(松田長興)

当社執行御房

右の史料からは、荘園の直務化への背景をうかがい知ることができ、内容は、守護の押領をとどめ、これまで通りに知行するよう、幕府が祇園社側に促しているというものである。

この奉書が出された長享元(一四八七)年は、足利義尚が近江に出陣した時期と重なっている。そのため、近江六角氏討伐に伴い、寺社領の押領を停止したものと推察される。乱後に行われた義尚による將軍権威回復を目指す寺社本所領保護政策が、祇園社領の回復

を後押ししていたと考えられる。祇園社領の直務化に、どの程度祇園社の主体性があつたかどうかは詳らかではないものの、結果的に幕府の方針に関連する形で、社領が回復されようとしていた。つまり、当該期の政治状況と密接に関わった形で、祇園社全体の再建が行われていたといえる。

本節で明らかにした点についてまとめておく。本節では、応仁・文明の乱が終息する文明九年以降の祇園社の状況について検討した。その結果、乱終息後に社殿の再建が進められていたことを確認した。また、祇園社の再建には公権力の関与はなく、祇園社独自に行われていたこと、その財源は勸進聖の活動により担われていたことを明らかにした。祇園社が単独で再建事業を行わなければならなかった背景としては、乱による幕府の求心力の低下や諸大名の領国下向^②が作用しているように思われる。また、祇園社領の直務化についても言及した。文明十年以降には、各地の祇園社領の直務化が図られた。こうした祇園社による直接支配の試みは、結局のところ失敗に終わった。しかし、この時期に祇園社が社領を再編成しようとしていた点は重要である。また、このような荘園への直務支配への動きは、当該期の政治状況とも密接に関わっていた。それは、義尚の近江六角氏征伐である。義尚は義満以来行われていなかった親征を行い、將軍権威の回復を図った。それにより、幕府の基本政策であった寺社本所領保護の動きがみられ、祇園社領に対しても押領停止が命じられ、荘園経営の回復を後押しした。

応仁・文明の乱が終息して間もなく祇園社社殿の再建が始まり、幕府の資金援助もなく再建が進められた。このことから祇園社側の再建に対する積極的な姿勢が読み取れる。

こうした祇園社独自の再建へ向けた活動は、明応年間に入つてもみられる。次節では、明応年間を中心に祇園社と祇園会再興の関係について検討していく。

第二節 祇園社の再建と祇園会の再興

本節では、明応年間の祇園社の動向について検討し、祇園会の再興までの過程について明らかにしていく。

明応年間の祇園社再建に関しては、すでに小谷氏^③によって検討されている。小谷氏は、祇園会の再興の背景に祇園社の再建が関係していたことを指摘した。明応五（二四九六）年の祇園会再興命令が祇園社の再建と歩調を合わせ、出されていた可能性を指摘したのである。祇園社全体の動向を幕府がどの程度把握していたかについては若干の疑問が残るものの、おそらく幕府が祇園会を再興しようとしていた点は確実であろう。

しかし、これまでに検討してきたように、祇園社の再建には幕府の関与はみられなかった。そのため小谷氏の研究にみられるように祇園社の再建と祇園会の再興に関する幕府の主体性は見出せないように思う。このような問題を解く視角としては、祇園社の主体性を見出すことにあると考える。そこで、本節では祇園社側からの検討

を中心に祇園会の再興を捉え直していく。

祇園社の再建は、明応年間に入っても行われており、長期化していた。その要因は社会情勢の混乱によるものと思われる。しかし、明応年間には社殿の造営も完成に向かっていた。明応元（一四九二）年には、遷宮が行われている。そのことを伝える史料が永正十五（一五一八）年に宝寿院の侍分を務めていた一族の山本顕吉によって記された記録である。

【史料十一】「祇園社雑々日記」³⁰ 永正十五年五月二十八日条

一 当社御遷宮、明応元年^{壬子}十一月十八日寅剋、役人之事、執行頭重出仕、代分二竹坊深春、御神体ヲイタキ被_レ申、一ノ承仕ヲソヘラル、御輿ニハ一二ノ承仕前ニまいる、三ノ承仕御後ヲかき申、神幸ノ前ニハ、深春灑水ヲ持テ御供、其次ニ宮仕ノ兄部教円御幣ヲ持テ御供申、左ノ脇ニ宮仕・二和尚教乗御劍ヲ持テ御供申、其外宮仕左右ト御アトニ榊ヲさしかさして御供申、其アトニ執行頭重、其外社僧皆々御供申さる間、片端屋ノ者御供可_レ申由せせう申トいへ共、為_二中古ノ神人_一之上者、神幸ノ道アラコモノ上ヘハ不_レ可_レ叶之由、一社々人トシテ申間、其役ナキ上ハ被_レ留_二之了_一、片端せせうニより專当御供不_レ申、無_二其謂_二云々_一、一和尚播磨計御供申也、御殿内々陣ノ御棚ノキハより拜堂マテ階ヲかけて神事アリ、階ノ上ニハコモヲシキ、其上ニ布ヲシク也、ウツシ殿ハスキラウ

応仁・文明の乱後の祇園社再建

也、西ノ脇ヨリ神幸アリ、道スカラアラコモヲ敷、両方ニハアラ垣ヲカマヘ、マクヲハリ、其内ニシメヲ引也、アラ垣マクコモハ宮仕ノ得分タル処ニ、十穀諸人ノ以_二勸進_一造営ノ間、可_レ入_二奉加_一之由申テ、十穀徳阿_二方_一へ取_レ之

一 御煙上ノ時、宝塔へ御遷座、其後カリ殿へ御遷座、其後スキラウカリ殿へ御遷座ニテ、御座ノ_二□モシメマンマク宮仕ノ役タル処ニ、今度御座ノコモ御階ノコモ、承仕敷候、よろつ執行ノ下知先規ヲミタル間、神不_レ請_二非例_一謂か、御房ノシウトメ殿戸板ノ四郎ノ母儀、則十八日ニ死去、其後馬ニ葉ケアリ、若子御乳人口コモリテ物も申されず、色々さとしおほし一 十八日ヨリ廿四日マテ一七日、頭重社頭西ノ間ニ参籠、先規ノ例云々、

一 猶以、社頭御タ、リヤマスシテ、終二次年後四月十八日夜、頭重死去、色々加持アリテ、不思議ノしるし多_レ之、

一 かり殿へ御遷宮ノ時ハ宮仕へ参貫_二下行_一、精進料也、承仕方へ式貫文也、其外ハ何モも下行ナシ、今度御遷宮ニ下行事、社僧中へ五貫文、承仕三人ニ参貫文、宮仕へ参貫文也、然間、別而宮仕へハ一かと下行あるへき之処ニ如_レ此之儀、言語道断之由訴訟申処、追而可_レ有_二下行_一之由請取アリ、程なく死去之間不_レ及_二是非_一候

一 公方ヨリ御遷宮ノ時者過分御訪在_レ之、今度時宜聊爾依_二無極_一、当執行頭重法印被_レ蒙_二御罰_一者歟、無_レ程死去也（後略）

右の史料は、応仁・文明の乱中の仮社造営、明応年間の遷宮について記したものである。とくに明応元年の遷宮にかかわる費用の下の状況が記されており、重要なものである。

この史料で注目したいのは、明応元年の遷宮に関する状況である。史料中の(1)にみえる「当社御遷宮」から明応元年に遷宮が行われていたことが確認できる。また(6)から遷宮の際に「公方」つまり将軍からの「御訪」の存在がわかる。この点については、すでに小谷氏が指摘している。小谷氏は、明応元年の遷宮の際に将軍からの御訪が存在していたことを指摘し、遷宮への幕府による関与について明らかにしている。しかし、将軍からの「御訪」の有無については慎重にならなければならない。たしかに、(1)と(6)を合わせてみると、明応元年に「御訪」があったかのようにみえる。しかし、(2)をみてみると造営が勧進により行われていたことが確認できる。つまり、祇園社の造営は、幕府の資金援助がなく、勧進による活動で行われていたと考えられる。さらに問題なのは、執行頭重による下知である。その下知とは(3)にみられる部分である。すなわち、本来は宮仕が担う幔幕の役を、頭重が承仕に下知を下したというものである。このことが「先規ヲミタル」行為として捉えられた。また、頭重は遷宮の費用下行の問題も起こしていた。(4)では、仮社への遷宮の際の下行に関する状況がうかがえる。本来であれば、(4)のような下行が行われるはずが、「如此之儀」つまり(5)のような状況になっている。遷宮の下行も、宮仕への

対応に問題があったのである。この頭重の一件は、頭重の死により、「不及是非」となっている。

以上みてきたように、明応元年の遷宮には、執行頭重が引き起こした多くの問題があった。このような中で、将軍から御訪が出されていたとは考えにくい。よって(6)の御訪は通常であれば、出されていたものが当該期には出されていない可能性があると考えられる。頭重の失態が御訪の有無に影響していたかは詳らかではないが、幕府による関与にも少なからず影響したと推察できよう。

頭重が起こした問題による幕府と祇園社の関係悪化を危惧した祇園社により、明応三年の祇園会再興に関する託宣²²⁾が出されたのではないだろうか。従来、この託宣に関しては、早島氏による指摘²³⁾があった。それは、社会不安の広がりからくる御霊信仰との関連である。御霊信仰の広がりを利用し、祇園社が祇園会の再興を画策した形が託宣であったというものである。早島氏の指摘は、祇園会の再興に祇園社の働きかけが存在していたことを明らかにした点で重要である。本稿も祇園社側からの視点で検討したものはあるが、社会状況の変化に加え、祇園社内部の問題が関係していた点を指摘しておきたい。

【史料十二】をみてみると、頭重は明応二(一四九三)年四月十八日に死去していることがわかる。託宣は、明応三年七月十四日に²⁴⁾出されており、頭重の後の執行である玉寿の時期に出されていた。²⁵⁾明応三年に託宣が出された理由として、河内氏や早島氏は明応三年

に集中して起こった火事をあげているが、社会不安という状況以上に当時の政治状況と祇園社の立場が関係していたと考えられる。明

応二年に明応の政変が起こっている。そのため、細川政元により、

將軍が義植（義材、義尹、本稿では義植と表記する）から義澄（清晃、義退、本稿では義澄と表記する）に挿げ替えられた。まさしく祇園会

再興に関わる託宣が出された前年に、新たに將軍として義澄が擁立された歴史的な政変が起きていたのである。早島氏が指摘するよう

に、託宣に祇園社の意図が存在していたとすれば、中央政権への接近として評価できるのではないだろうか。すなわち、祇園会の再興

を介して、祇園社の立場の保障を求める動きである。新たな政権が樹立された時期と近いことは、政治的状況が深く関係していたと判断

できる。また、遷宮記録でみられたように、祇園社内部の問題とも関係していたと推察できる。その後の祇園会再興までの過程をみれば、自ずと幕府と祇園社の関係構築の様相がみられる。

【史料十二】「室町幕府奉行人連署奉書案」明応五年閏二月十三日

祇園社左方大政所事、近日修造云々、尤以神妙、次祭祀之儀、

及三三〇余年、退転之条、且叵測神慮者歟、所詮、令勸進

所々、造立神輿、被再興祇園会二者、弥可レ為神忠之由、

所レ被仰下也、仍執達如件、

明応五年閏二月十三日

（飯尾種貞）
筑前守在判

（諏訪貞通）
前信濃守在判

応仁・文明の乱後の祇園社再建

十穀聖縁實房

この史料は、しばしば幕府による再興命令の初見史料として引用されるものである。注目したいのは、傍線部の箇所である。すでに幕府によって、御旅所の修造に関する情報が知られているのである。その背景に祇園社と幕府のやり取りが想定できよう。【史料十二】にみられる動きに関連する史料が次にあげるものである。

【史料十三】「室町幕府奉行人連署奉書」明応五年七月二十二日

去十九日於当社風流時、伊勢守被官与社人及喧嘩之処、

彼被官人被疵、剩令死去云々、言語道断之次第也、所詮、

本人現形之上者、任御法可被致其沙汰、若有難洪之儀

者、可レ為許容之条、一段可レ有御成敗之由、被仰出候也、

仍執達如件、

明応五

七月廿二日

（飯尾）
清房（花押）
（松田）
頼亮（花押）

祇園社執行御房

右の史料からは、七月十九日に祇園社境内で風流が行われていたことが確認できる。また、傍線部にみられるように、伊勢氏の被官と社人との喧嘩があった。この時期の伊勢貞宗が義澄の後見役的な

一一七

立場であったことを踏まえると、伊勢氏被官が風流の場にいたことは、武家も含む大規模な風流であったと推察できる。すなわち、祇園社内での風流に幕府が協力していたと考えられるのである。この時点で、幕府と祇園社の関係が構築されていたとみなすことができ、その後の祇園会の再興が、幕府と祇園社の関係をもとに推し進められていったと考えられる。

従来の研究では、明応五年からみられる祇園会再興に関する一連の奉書群³⁹をもとに祇園会再興を幕府による政策として評価していた⁴⁰。

しかし、幕府による関与の背景には、明応年間にみられた幕府に対する祇園社の接近が想定され、その関係をもとに祇園会再興へと動き出したとみられる。

ここでは、祇園会の再興が幕府による政策のみで祇園会の再興を明らかにできず、祇園会再興までの過程には、祇園社の意図も考え合わせる必要を指摘しておきたい。

おわりに

本稿では、文明年間から明応年間までの祇園社の動向を概観し、祇園会再興における祇園社の立場について検討した。すでに祇園社再建と祇園会の再興の関連性については指摘されているものの、具体的な実態については、言及されていない。

本稿の検討により、祇園社再建の具体的な状況と祇園会再興までの過程を明らかにし得たと思う。

以下、本稿で指摘した事柄についてまとめていく。まず、第一章では、応仁・文明の乱期における祇園社の動向について検討した。

この時期の祇園社の状況を明らかにすることで、祇園会の中絶の要因や乱中における祇園社と幕府の関係を解明しようとした。検討の結果、応仁・文明の乱以前に山門による訴訟が起こっていたことを確認した。それに伴い、祇園社での閉籠、火事による社殿、神輿が焼失していたことがわかった。そのことから、乱以前に起きた山門と祇園社の問題が祇園会を中絶に追い込んだ要因として指摘した。

乱が勃発して以降も祇園社の動向は史料上からうかがえた。とくに東軍方との関係が緊密で義政からの願文をはじめとし、東軍の陣内への仮社造営など、戦乱中であっても武家権力と関係を保持しようとする祇園社の姿勢が明らかになった。

第二章は、応仁・文明の乱が終息した時期を中心に検討した。乱終息後の祇園社の動向について明らかにすることでその後の祇園会再興との連続性について明示することを目指した。

文明十年以降には、祇園社社殿の再建並びに所領の直務化が行われていたことを指摘した。これらのことは、祇園社全体の復興として捉えることができる。また、再建には、幕府の関与はみられず、勧進活動を通して祇園社が独自に行っていたとみることができよう。こうした勧進聖の活動は、先行研究で指摘されているように、祇園社内部の本願として成立していくようで、祇園社内部の社殿などの修造費用捻出に関わる組織の先駆けとして捉えられるだろう。明応

元年の遷宮に関しても検討した。その結果、従来指摘されていた幕府による「御訪」は存在せず、祇園社による勸進活動により賄われていた可能性に言及した。その理由として、当時の執行であった顕重が引き起こした下行に関する問題を取り上げた。この問題が後に出される祇園会再興の託宣へとつながる事象であった可能性を指摘した。つまり、下行の問題で幕府との関係悪化を危惧した祇園社が祇園会の再興を通して、関係を維持しようとしたということである。

また、祇園社領の直務化に関しては、義尚による六角征伐による寺社本所領還付政策とも関連し、活発に祇園社領に関わる押領停止などが行われていたことを確認した。これらの祇園社全体の再建に関わる事柄は、文明年間にみられた幕府との関係保持が前提にあつたものと考えられる。そのような関係をもとに祇園社が再建に関わる諸活動を展開していたと思われる。

また、明応年間の幕府が祇園会を再興するよう指示した文書に関しても捉えなおした。祇園社再建に伴う風流興行に幕府が関係していたこと、幕府からの奉書に御旅所修造の情報に記載されていたことを確認した。そこから文書が出された背景に祇園社と幕府との密接な関係があつたと想定した。そのことで、幕府による祇園会再興の命令が、祇園社と幕府が歩調を合わせた結果出されていた可能性を指摘した。

最後に本稿で扱いきれなかつた点を示し、今後の課題としたい。本稿は、祇園社の動向を中心に論じたため、室町幕府や在京大名と

のかかわりについては言及できなかった。また、再興後の祇園会がどのような形で行われていたのか、再興以前と以後の段階差などについても触れていない。

近年、明応の政変に対する新たな評価や戦国期室町幕府の研究が盛んに行われている。今谷明氏が指摘した「京兆専制」という評価に対しても見直されつつある段階と言えよう。こうした戦国期の政治状況の評価に対する見直しは、少なからず祇園会再興の評価に対しても影響する。なぜならば、祇園会の再興主体が幕府権力の衰退、細川政元の台頭という視角から言及されているからである。そのため、幕府などの武家政権との関係にも注目する必要がある。

また、戦国期祇園会の研究は、専ら室町期祇園会と幕府の関係を基軸として進められている。しかし、比較的安定していた室町期の祇園会と戦国期の祇園会とは、当然祭礼のあり方にも変化がみられたはずである。公権力と祇園会の関係についても段階的に検討する必要があるだろう。室町幕府や在京大名などの武家勢力と祇園会のかかわりについては、今後の課題としておきたい。

註

- ① 河内将芳「戦国期祇園会に関する基礎的考察」(同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇一六年、原版二〇〇六年、初出二〇〇二年)。
- ② 早島大祐「応仁の乱後の復興過程—祇園会と町・寄町—」(同『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年)。

- ③ 加藤基樹「祇園社本願の基礎的研究―本願とその組織―」（豊島修・木場明志編『寺社造営勸進本願職の研究』清文堂出版、二〇一〇年）。
- ④ 小谷量子「祇園会再興と足利義澄―歴博甲本洛中洛外図屏風になぜ祇園会は描かれたのか―」（『日本女子大学大学院文学研究科紀要』一二二、二〇一六年）。
- ⑤ 『後法興院記』（増補史料大成）。
- ⑥ 『後法興院記』（増補史料大成）。
- ⑦ 正文元年十二月十九日条。
- ⑧ 下坂守「坂本の馬借と土一揆―「王法仏法相依論」の呪縛からの解放―」（同『中世寺院社会と民衆』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇一三年）。
- ⑨ 『親長卿記』正文元年十二月十二日条。
- ⑩ 『増補 八坂神社文書』下巻二、五四号。
- ⑪ 「醍醐寺雑記」（『大日本史料』八編之三）。
- ⑫ 『大日本史料』八編之三。
- ⑬ 『増補 八坂神社文書』二二〇五。
- ⑭ 増補史料大成『八坂神社記録』三、二〇六頁。本史料中の重連は『室町幕府文書集成』上、八四六号文書では姓不詳とされている。そのため同文書中で重連と署判を加えている飯尾為脩の人物比定を行った。その結果、七七八号文書で為脩が義視方の奉行人とされていることを確認した。よって、重連も西軍方の奉行人であったと比定した。
- ⑮ 「宗賢卿記」（『大日本史料』第八編之四）文明三年閏八月七日条。
- ⑯ 下坂守「強訴と幕府」（同『京を支配する山法師たち』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇四年）。
- ⑰ 「後慈眼院殿御記」（『図書寮叢刊 九条歴世記録』二）明応三年八月十四日条。この史料については、すでに早鳥註2前掲論文の中で紹介されている。
- ⑱ 下坂守「応仁の乱と京都―室町幕府の役銭と山門の馬上役の変質をめぐって―」（同『中世寺院社会と民衆―衆徒と馬借・神人・河原者―』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇二年）。
- ⑲ 下坂註18前掲論文。
- ⑳ 瀬田勝哉「中世祇園会の一考察―馬上役制をめぐって―」（同『洛中洛外の群像―失われた中世京都へ―』平凡社、二〇〇九年、原版一九九四年、初出一九七九年）。また、日吉小五月会馬上役と祇園会馬上役の関係については下坂守「延暦寺大衆と日吉小五月会（その一）―馬上方―衆出現の契機―」「延暦寺大衆と日吉小五月会（その二）―室町幕府の対大衆政策―」（同『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年）。
- ㉑ 加藤註3前掲論文。
- ㉒ 太田直之「中世後期の勸進と十穀聖」（同『中世の社寺と信仰―勸進と勸進聖の時代―』弘文堂、二〇〇八年）。
- ㉓ 小谷註4前掲論文。
- ㉔ 増補史料大成『八坂神社記録』四、五〇五頁。
- ㉕ 足利義尚の動向については石原比伊呂「第九代 足利義尚―独り立ちへの苦悶」（榎原雅治・清水克行編『室町幕府將軍列伝』戎光祥出版、二〇一七年）参照。
- ㉖ 『親長卿記』文明七年八月七日条、『蔭涼軒日録』長享元年七月二十三日条などから六角氏による社領、義尚近臣の所領への押領が頻発していたことが確認できる。押領を受けた側から幕府に対する訴えが増加していたことが推察できる。
- ㉗ 木下昌規「戦国期待所の基礎的研究―開闢の活動を中心として―」（同『戦国期足利將軍家の権力構造』岩田書院、二〇一四年、初出二〇〇六年）。
- ㉘ 小谷註4前掲論文。
- ㉙ 『新編 八坂神社記録』八三七頁。
- ㉚ 『新編 八坂神社記録』四六頁。

- 31 小谷註4前掲論文。
 32 註17前掲史料。
 33 早島註2前掲論文。
 34 この時期に玉寿が執行になっていたことは、「社務執行顕重執行職等讓状案」(『八坂神社記録』四、四二六頁)を参照。
 35 河内将芳「戦国期祇園会の再興と恠異―「中京火事」と「三十三箇年」を中心に―」(同『祇園祭の中世』思文閣出版、二〇一二年、初出二〇〇五年)。
 36 『増補 八坂神社文書』七〇九号。
 37 早島氏は、註2前掲論文の中で左方大政所神主側からの働きかけを指摘している。本稿では、神主側からの申し出以前に神主側と幕府の祇園会再興に関するやり取りがあったことを想定する。
 38 『増補 八坂神社文書』二〇七号。
 39 明応五年閏二月十三日付「室町幕府奉行人連署奉書案」(『増補 八坂神社文書』七〇九号)、明応六年五月十六日付「室町幕府奉行人連署奉書」(『増補 八坂神社記録』)、明応九年五月十八日付「室町幕府奉行人連署奉書案」(『増補 八坂神社文書』二五〇号)など。
 40 河内註1前掲論文。
 41 浜口誠至「在京大名細川京兆家の政治的研究」(思文閣出版、二〇一四年)。
 42 山田康弘「戦国期室町幕府と將軍」(吉川弘文館、二〇〇〇年)。
 43 今谷明「京兆専制―後期幕府の権力構造―」(同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九七七年)。
 44 河内将芳「戦国期祇園会と室町幕府―「見物」をめぐる―」(同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇一六年、原版二〇〇六年、初出二〇〇四年、一二九頁)。

【参考文献】

石原比伊呂「第九代 足利義尚―独り立ちへの苦悶―」(榎原雅治・清

応仁・文明の乱後の祇園社再建

- 水克行編『室町幕府將軍列伝』戎光祥出版、二〇一七年)。
 今谷明「京兆専制―後期幕府の権力構造―」(同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九七七年)。
 太田直之「中世後期の勸進と十穀聖」(同『中世の社寺と信仰―勸進と勸進聖の時代―』弘文堂、二〇〇八年)。
 加藤基樹「祇園社本願の基礎的研究―本願とその組織―」(豊島修・木場明志編『寺社造営勸進本願職の研究』清文堂出版、二〇一〇年)。
 河内将芳「戦国期祇園会の再興と恠異―「中京火事」と「三十三箇年」を中心に―」(同『祇園祭の中世』思文閣出版、二〇一二年、初出二〇〇五年)。
 河内将芳「戦国期祇園会に関する基礎的考察」(同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇一六年、原版二〇〇六年、初出二〇〇二年)。
 河内将芳「戦国期祇園会と室町幕府―「見物」をめぐる―」(同『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇一六年、原版二〇〇六年、初出二〇〇四年)。
 木下昌規「戦国期待所の基礎的研究―開闢の活動を中心として―」(同『戦国期足利將軍家の権力構造』岩田書院、二〇一四年、初出二〇〇六年)。
 小谷量子「祇園会再興と足利義澄―歴博甲本洛中洛外図屏風になげ祇園会は描かれたのか―」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二二、二〇一六年)。
 下坂守「延暦寺大衆と日吉小五月会(その一)―馬上方一衆出現の契機―」(同『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年)。
 下坂守「延暦寺大衆と日吉小五月会(その二)―室町幕府の対大衆政策―」(同『中世寺院社会の研究』思文閣出版、二〇〇一年)。
 下坂守「強訴と幕府」(同『京を支配する山法師たち』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇四年)。

下坂守「応仁の乱と京都―室町幕府の役銭と山門の馬上役の変質をめぐって―」(同『中世寺院社会と民衆―衆徒と馬借・神人・河原者―』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇二年)。

下坂守「坂本の馬借と土一揆―王法仏法相依論」の呪縛からの解放―」(同『中世寺院社会と民衆』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇一三年)。

瀬田勝哉「中世祇園会の一考察―馬上役制をめぐって―」(同『洛中洛外の群像―失われた中世京都へ―』平凡社、二〇〇九年、原版一九九四年、初出一九七九年)。

浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』(思文閣出版、二〇一四年)。

早島大祐「応仁の乱後の復興過程―祇園会と町・寄町―」(同『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年)。

山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。